社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会

令和８年度８月正規職員採用試験 受験要項

申 込 期 限　令和８年８月１２日（水）まで ※当日消印有効

試　験　日　令和８年８月３０日（日）午前９時００分

令和９年４月１日採用の**正規職員**を次のとおり募集いたします。

１　採用資格、採用人数等

採用資格	資格要件	採用人数
保育士	資格を有している人または令和 9 年 3 月 31 日までに取得する見込みの人	３名程度
作業療法士	資格を有している人または令和 9 年 3 月 31 日までに取得する見込みの人	
主任介護支援専門員 または介護支援専門員	令和 9 年 4 月 1 日時点で専門員としての資格が有効な人	

２　受験資格

次の要件をすべて満たすこと

・学校教育法に基づく高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者

・令和 9 年 4 月 1 日現在において 60 歳未満の人

職務経験は問いません

なお、次のいずれかに該当する方は受験できません

・成年被後見人又は被保佐人

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人

３　試験の申込方法

・本会ホームページ（https://t-syakyo.or.jp/）から、①受験申込書、②履歴書、③エントリーシート、④受験票をダウンロードして記入し、下記の提出先まで郵送してください。

・申込期限は、令和８年８月 12 日(水)まで　※消印有効

・提出書類に不備がある場合は、再提出をお願いします。

＜提出書類＞

① 受験申込書（本会所定のもの）

② 履　歴　書（本会所定のもの）

③ エントリーシート（本会所定のもの）

④ 受　験　票（本会所定のもの）

⑤ 資格を証明する書類の写し（有資格者のみ）

⑥ 受験票の返信用封筒（氏名及び送付先住所を記載し 110 円切手を貼付）

＜提出先＞

〒507-0041

岐阜県多治見市太平町２丁目 39 番地の１（多治見市総合福祉センター内）

多治見市社会福祉協議会　企画総務課

＜個人情報の利用目的及び同意＞

提出書類及び試験にて取得した個人情報は、採用選考及び採用後の配属先の決定に利用します。個人情報の利用目的に同意し、お申し込みください。

４　試験の日時、会場等

（１）日時　　令和８年８月 30 日（日）午前９時から　受付：午前８時 30 分から

（２）会場　　多治見市総合福祉センター４階会議室等

（住所：岐阜県多治見市太平町 2-39-1）

（３）試験内容

①適性検査	業務の適性を判定する検査を実施
②小論文試験	提示する課題について自分の考えを記述
③面接試験	１人 20 分程度で個別面接を実施

※保育士のピアノ等の実技試験はありません。

（４）携行品　受験票、筆記用具

※欠席者向けの再試験は予定しておりません。体調を十分に整えた上で、試験に臨んでください。

５　合否の発表について

令和８年９月中旬までに合否にかかわらず、受験者全員に郵便にて結果を発送します。なお、合否についての電話等による問い合わせはご遠慮ください。

６　合格発表後の流れ

①試験合格者に対して採用前に事前面談を行い、採用にあたっての労働条件等について提示します。

②資格取得見込みの人で、令和９年３月末日までに資格が取得できなかった場合は、採用を取り消す場合があります。

③傷病等で職務に支障があると認められる場合は、採用されないことがあります。

④受験資格がないことや受験申込書等の記載事項に不正があることが判明した場合は、採用を取り消すことがあります。

⑤日本国籍を有しない人で、採用日において、法令により永住が認められていない人は、採用されません。

７　本会の給与・待遇等（※令和８年４月実績）

（１）給与　　※国家公務員福祉職俸給表を準用しています。

資格・学歴	新卒採用の給与月額	社会人採用の給与月額 （例：同等の職務経験 10 年）
作業療法士、介護支援専門員、大学卒等	２３５，６００円	２６５，２００円
保育士	２２５，６００円	２６１，４００円

※福祉や資格に関する仕事にかかわらず、職歴がある場合は、本会の規定に基づき、職務経験や年数、雇用形態に応じて給与月額に加算します。

（２）定期昇給　　毎年４月１日

（３）賞　　与　　年２回（6 月・12 月）4.5 か月分/年＋業績

（４）休　　日　　・日曜日及び土曜日
・国民の祝日に関する法律に規定する休日
・12 月 29 日から翌年１月３日までの日
※配属先や業務によって上記の日に勤務する場合があります。

（５）年次有給休暇　採用時の４月１日に 20 日付与

（６）病気休暇　　30 日以内の長期療養を必要とする休暇

（７）特別休暇　　夏季休暇、結婚休暇、配偶者の出産に伴う入院付添休暇、子又は孫の看護等休暇、介護休暇、忌引休暇、ボランティア休暇等

（８）諸 手 当　　通勤手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、年末年始勤務手当等

（９）福利厚生　　各種社会保険、退職金制度（福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度と岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会退職共済制度の２つの制度に加入）、岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会加入等

（10）定　　年　　満 60 歳に達する日以後の最初の３月 31 日

※定年退職後の再雇用は、別に定める基準により、満 75 歳に達する日以後の最初の３月 31 日まで継続することができます。

８　勤務場所

・本会が管理運営する多治見市内の事業所で勤務していただきます。

・正規職員は人事異動によって勤務地が変わることがあります。

９　岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業

仕事と家庭の両立支援について、岐阜県が、特に優良な取り組みや他社の模範となる独自の取り組みを行う企業を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」に認定する制度において、本会の取り組みが評価され、令和４年度に認定されました。

時間外勤務の削減や育児・介護の支援制度の充実など、職員が働きやすい職場になるよう制度や環境づくりに努めています。

←紹介動画（YouTube）

１０　ハラスメントの禁止

当法人は、採用選考において、求職者に対するセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、その他一切のハラスメント行為を禁止しています。採用業務に携わる職員は、求職者の人格と尊厳を尊重し、公正かつ適正な選考を行います。

１１　問い合わせ先

多治見市社会福祉協議会　企画総務課（担当：澁谷　伊藤）

住　所：岐阜県多治見市太平町２丁目 39 番地の１（多治見市総合福祉センター内）

電　話：0572－25－1134（代）

対　応：祝日を除く月曜日から金曜日の午前８時 30 分～午後５時 15 分